

固定資産税の各種制度

しっかりと確認  
きちんとなし納税

市は、1月1日現在市内に土地や家屋などの固定資産を所有している人に「固定資産税・都市計画税」を納付していただいています。平成22年度の固定資産課税台帳の閲覧や、固定資産税の軽減制度などについて紹介します。

固定資産税の  
閲覧・縦覧制度

22年度分は4月1日から

固定資産課税台帳の閲覧、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧制度についてお知らせします。

《平成22年度分固定資産税に関する閲覧・縦覧制度》

Table with 2 columns: 固定資産課税台帳の閲覧, 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧. Includes fields for 期間, 場所, 対象, 用意するもの.

固定資産課税  
台帳の閲覧

固定資産課税台帳の閲覧は、納税義務者が固定資産課税台帳に登録された自らの資産に関する内容(評価額など)を確認できる制度です。また、借地人や借家人等も関係する固定資産について確認することができます。

また、4月1日から5月31日までは、課税台帳の写しを閲覧時に無料で受け取れます。なお、課税台帳の内容は5月に送付する納税通知書に記載予定です。

住宅用地の税負担を軽減

用途変更時は申告を

居住用家屋の敷地(住宅用地)については、固定資産税・都市計画税が軽減される特例措置があります。下表参照。

この特例は、固定資産税の賦課期日である1月1日において、住宅用地として利用されている土地に適用します。

住宅用地の認定のため、家屋の用途を変更したり、隣地を住宅の敷地とした場合など土地の用途を変更した場合はご連絡ください。

なお、新たに住宅の建築が予定されている土地や、住宅が建築中の土地にはこの特例は適用しません。ただし、建て替えの場合は要件を満たせば特例を適用しますのでお問い合わせください。

また、この特例に該当する場合、毎年送付する納税通知書の課税明細書に「住宅用地」または「一部住宅用地」と記載しています。

問合せは資産税グループ(0798・35・3221)へ。

《住宅用地の課税標準の特例》

Table with 3 columns: 固定資産税, 都市計画税, 評価額. Rows for 小規模住宅用地 and 一般住宅用地.

土地・家屋価格等  
縦覧帳簿の縦覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧は、自己の土地・家屋の評価額と、他人の土地・家屋の評価額を比較することができる制度です。

固定資産税を軽減

住宅改修後は  
忘れず申告を

住宅を耐震・バリアフリー・省エネ改修した場合、固定資産税を軽減します。いずれの工事も改修後3カ月以内に申告を。

◆固定資産課税台帳価格の審査申出 4月1日から納税通知書を受け取った日以後60日までの間に西宮市固定資産評価審査委員会に審査申出をすることが出来ます。

【要件】左表のとおり。ただし、工事費の自己負担額が30万円以上120平方メートルに限り、省エネ改修した住宅の固定資産税額のうち、3分の1を1年度分軽減します。ただし、1戸あたり120平方メートルに限り、省エネ改修した住宅の固定資産税額のうち、3分の1を1年度分軽減します。ただし、1戸あたり100平方メートルに限り、省エネ改修した住宅の固定資産税額のうち、3分の1を1年度分軽減します。

耐震改修

耐震改修した住宅の固定資産税額のうち、2分の1を一定期間分(1年度分〜3年度分)軽減します。改修時期により軽減期間が変わります。ただし、1戸あたり120平方メートルに限り、省エネ改修した住宅の固定資産税額のうち、3分の1を1年度分軽減します。

バリアフリー改修

バリアフリー改修した住宅の固定資産税額のうち、3分の1を1年度分軽減します。ただし、1戸あたり100平方メートルに限り、省エネ改修した住宅の固定資産税額のうち、3分の1を1年度分軽減します。

省エネ改修

省エネ改修した住宅の固定資産税額のうち、3分の1を1年度分軽減します。ただし、1戸あたり120平方メートルに限り、省エネ改修した住宅の固定資産税額のうち、3分の1を1年度分軽減します。

都市型観光推進計画(仮称)策定委員会

委員を公募します

市は、観光計画を策定するための「都市型観光推進計画(仮称)策定委員会」の委員のうち2人を公募します。

【任期】委嘱日(平成23年3月31日) ※委員会は平日に4回程度開催予定

【応募方法】所定の申込用紙と、「西宮における観光のあるべき姿について」をテーマにした小論文(A4用紙に800字〜1200字)を郵送かメールにて面接を実施

【対象】平成22年4月1日現在、20歳以上の市内在住・在勤者(本市の他の審議会等委員、市議会議員、市職員を除く)

【選考】書類選考。必要に応じて面接を実施



市から

NPO等市民活動団体ガイドブック

無料配布しています

市は、市内で活動しているNPO法人や市民活動団体を紹介する冊子「NPO等市民活動団体ガイドブック」を1000部発行しました。

この冊子で、環境や福祉、まちづくりなどさまざまなジャンルで活動している105団体の情報を得ることができます。

次の場所で無料配布していますので、ボランティアなど公益活動に興味のある人は活用ください。

ただし、在庫がなくなり次第配布が終了になります。

問合せは市民活動支援課(0798・35・3197)へ。

【配布場所】市民活動支援課(市役所本庁舎2階)、市民交流センター、各支所・市民サービスセンター、公民館・市民館、アクタ西宮ステーション

町名変更の原案公示

塩瀬町名塩の一部を  
東山台5丁目

市は、住居表示を実施するため、塩瀬町名塩の一部を東山台5丁目に変更する原案を公示しています。

有権者50人以上の署名と理由書を添えて、原案の変更を請求することができます。

問合せは土木調査課(0798・35・3686)へ。

熊野町の道路台帳を公開

市は、熊野町の道路台帳を公開、3月16日から24日までの業務時間中に土木調査課(市役所本庁舎6階)で縦覧できます。

問合せは土木調査課(0798・35・3675)へ。

休日納税相談を開催

市は、普段勤務などの都合で平日に納税相談に来られない人を対象に「休日納税相談」を開催します。ぜひご利用ください。

3月10日〜31日(郵送の場合必着)に定額給付金・産業政策グループ(T662-8567六湛寺町10-3市役所本庁舎7階)0798・35・3071(ryu.kyudai@nishi.or.jp)へ。持参も可 ※申込書は同グループで配布しているほか、市のホームページ(アドレスはページ下参照)の「市政情報」の中の「計画・政策・施策」からダウンロード可

軽自動車税

軽自動車や原動機付自転車等をすでに所有していない人で、廃車や譲渡の手続きをしていない場合は3月中旬に手続きを。手続きのない場合は平成22年度も軽自動車税が課税されます。

問合せは税務管理グループ(0798・35・3209)へ。

水道サービス協会  
解散のお知らせ

西宮市水道サービス協会は、3月31日で解散し、これに伴い水道局鳴尾出張所も廃止します。このため、電話番号も使えなくなります。なお、サービス協会で行ってきた水道メーター検針業務は、4月1日から水道局(0798・32・2228)：検針担当)で実施します。

問合せは水道局経営管理グループ(0798・32・2207)へ。